

【戸田市議会議員一般選挙】当選の効力に関する異議の申出に対する決定について

○内 容：

令和3年2月15日に提出された令和3年1月31日執行の戸田市議会議員一般選挙における当選の効力に関する異議の申出について、戸田市選挙管理委員会として、次のとおり決定しました。

1 決定

令和3年1月31日執行の戸田市議会議員一般選挙において、スーパークレイジー君こと西本誠を当選人と決定した当該選挙会の決定を取り消し、スーパークレイジー君こと西本誠の当選を無効とする。

2 決定書及び参考資料

戸田市ホームページに掲載

(トップページ>組織から探す(ページの一番下)>選挙管理委員会)

URL:<https://www.city.toda.saitama.jp/soshiki/391/senkan-sigisen-igikettei.html>

3 審査申し立てについて

この決定に不服がある場合、決定書交付又は要旨の告示日から21日以内に埼玉県選挙管理委員会へ審査の申し立てをすることができる(選挙人または候補者)。

※(地方公共団体の議会の議員又は長の当選の効力に関する異議の申出及び審査の申し立て)
公職選挙法第二百六条 第2項(抜粋)

市町村の選挙管理委員会に対して異議を申し出た場合において、その決定に不服がある者(選挙人または候補者)は、その決定書の交付を受けた日又は第二百五条の規定による告示の日から二十一日以内に、文書で当該都道府県の選挙管理委員会に審査を申し立てることができる。

○問い合わせ(担当)：行政委員会事務局 選挙管理委員会担当 山本・山道

TEL 048-441-1800(内線6280)

令和3年4月9日発信

発信：市長公室 広報・広聴担当

TEL 048-441-1800(内線438)